(宛先) 港区教育委員会

誓約書

一般団体として、登録申請をするにあたり、港区立学校施設等を使用する際は、裏面に記載されている事項を遵守することを誓約します。

遵守事項に抵触する行為があった場合に、港区教育委員会から港区立学校施設等使用条例第 8条に基づき、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止を言い渡された場合 それに従います。

	令和	年	月	日
団体名				
代表者名(自署)				

遵守事項

1 公共交通機関を御利用ください。

使用団体が利用できる駐輪場及び駐車場が学校敷地内にない場合、自転車や自動車での来校及び学校敷地内や学校周辺への路上駐輪・駐車は禁止しています。特に、自動車送迎による長時間の駐車等は、近隣の皆様に御迷惑となりますので、絶対にやめてください。

なお、学校長が許可する学校施設に限り、自転車での来校及び駐輪を認めますが、必ず事前に必ず学校長に利用許可を得てください。

2 学校の設備・備品等は大切に使用してください。

バスケットボール用ゴールにぶら下がる等、学校の設備の破損につながる行為は禁止しています。本来の使用目的と異なる使用や活動は、絶対にしないでください。

3 水分補給用の飲料以外の飲食を禁止します。

学校敷地内では水分補給のための飲料を摂取すること以外の飲食は禁止です。

4 近隣住民へ配慮し、迷惑行為はやめてください。

大声を出す行為や練習後の歩道上での私語・会話は、近隣の皆様に迷惑となりますのでやめてください。

また、ボール等を学校施設の敷地外に出す行為は、事故・けが等の恐れもあり、大変危険です。こうした行為を慎み、近隣の皆様への配慮をお願いします。

- 5 営利目的の活動は禁止です。営利活動実施がわかり次第、団体登録を取り消します。 学校施設では、営利を目的とした事業又はそれに類した行為は実施できません。また、営 利を目的とした事業又はそれに類した行為を行っている団体は、団体登録を取消します。 また、団体届出時に御提出いただいた規約(会則)に変更があった場合は、速やかに新し
 - おた、団体庙出時に御提出いたたいた規約(会則)に変更があった場合は、迷やかに い規約(会則)を御提出ください。
- 6 代替施設は用意できません。

学校教育が優先となりますので、急遽、学校開放事業を休止することがあります。その場合は、代替施設を用意できませんので御了承ください。

7 使用承認時間以前及び以降の使用はできません。

準備と後片付けに必要な時間は使用承認時間に含まれています。使用承認時間以前及び以降の使用はできませんのでご注意ください。

8 学校施設を使用した後は清掃及び原状復帰をお願いします。

学校施設使用後にバドミントンの羽やテニスボール、ゴミ等が残されている状況が見受けられます。使用後は、清掃及び原状復帰をしてください。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。